

5 障害福祉サービス

【問い合わせ先】

社会福祉課 TEL 0476-93-4192

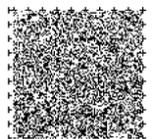
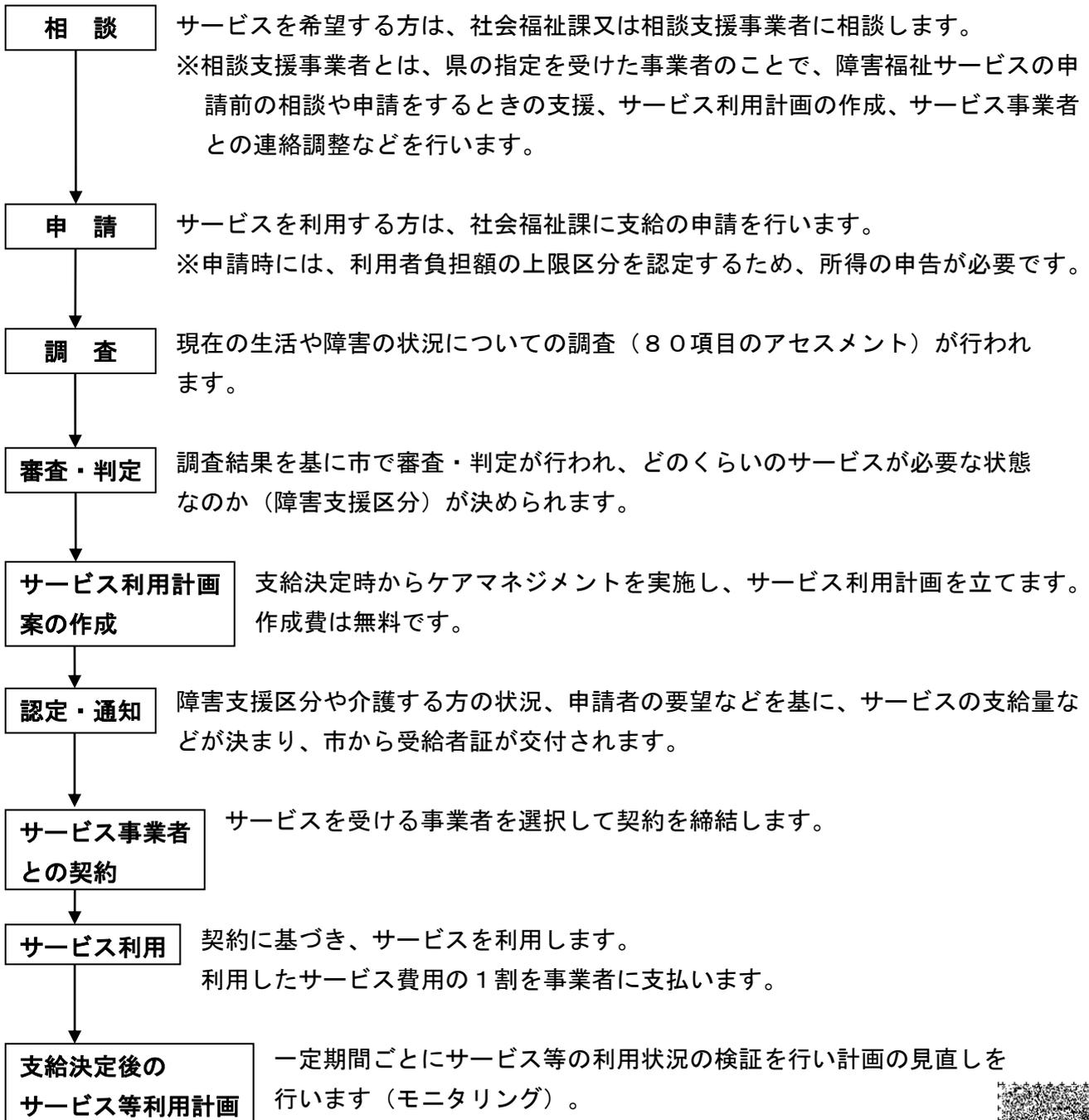
FAX 0476-93-2422

対象：各種手帳をお持ちの方、自立支援（精神通院）受給者証をお持ちの方、難病等（24頁参照）
で障害のある方

▼障害福祉サービスには、介護給付（居宅介護、重度訪問介護、行動支援、短期入所、療養介護、生活介護など）及び訓練等給付（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助など）があります。

▼サービスを利用するには

※申請から認定までは、ある程度の期間がかかりますので、遅くともサービス利用希望日の1ヶ月前までには、申請してください。



▼利用者負担

利用者は、原則として利用したサービスにかかる費用の1割をお支払いいただくこととなります。ただし、所得に応じて上限が決められていて、負担が重くならないようになっています。残りの9割は、市と県、国が負担します。また、世帯の市民税の課税状況やサービス利用者の収入などにより、1か月に負担する費用の上限額が定められています。

障害者の利用者負担

区分	対象となる人	上限額(月額)
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割16万円未満) ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者を除きます。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

障害児の利用者負担

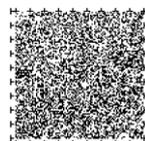
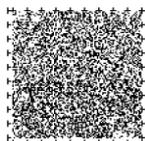
区分	対象となる人	上限額(月額)
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割28万円未満) A(通所施設、ホームヘルプ利用の場合) B(入所施設利用の場合)	A…4,600円 B…9,300円
一般2	上記以外	37,200円

▼所得を判断する際の世帯の範囲

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18・19歳を除く。)	障害のある方とその配偶者
18歳未満の障害児 (施設に入所する18・19歳を含む。)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

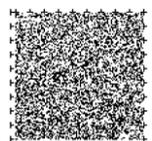
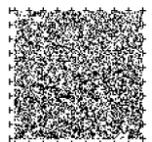
※介護保険のサービスが利用できる方は、障害者の制度に優先して、介護保険の制度を利用していただくことが原則となりますので、ご注意ください。医療保険の加入者(40歳から64歳まで)のうち、下記の疾病に該当する方は介護保険制度のサービスに該当する可能性があります。

- 初老期の認知症 ●筋萎縮性側索硬化症(ALS)
 - 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
 - 脊髄小脳変性症 ●多系統萎縮症(シャイ・ドレーガー症候群など)
 - 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
 - 関節リウマチ ●後縦靭帯骨化症 ●脊柱管狭窄症 ●閉塞性動脈硬化症
 - 骨折を伴う骨粗しょう症 ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
 - 慢性閉塞性肺疾患(肺気腫、慢性気管支炎、気管支喘息など)
 - 脳血管疾患(脳梗塞、脳出血など) ●早老症
 - がん(医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったものに限る)
- 【問い合わせ先】高齢者福祉課 TEL 0476-93-4980



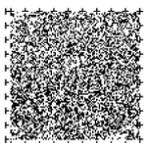
障害者を対象としたサービス

サービス名	サービス内容	対象となる方
介護給付		
居宅介護	居宅において入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。	区分1以上の方
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で、常時介護を要する障害者に、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出時における移動中の介護を総合的にを行います。	区分4以上の方で 二肢以上に麻痺があり、認定調査項目の「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること
行動援護	知的障害又は精神障害により、行動することが著しく困難で常時介護が必要な障害者等が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。	区分3以上で、認定調査項目のうち行動関連項目（11項目）等の合計点数が10点以上である方
同行援護	視覚障害者の移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援、移動の支援、排せつ又は食事の介護等を行います。	区分なしでも利用可能 ・同行援護アセスメント票の項目中、「1～3」のいずれかが「1点以上」であり、かつ、「4」の点数が1点以上の者。 ・障害程度区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「移動」「排尿」「排便」のいずれか1つが「支援不要」以外と認定。）
療養介護	医療を要する障害者で常時介護を要する方に、主として昼間に病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活上の世話をします。	筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等で区分6以上の方 筋ジストロフィー、重症心身障害者で区分5以上の方 利用期間の制限なし
生活介護	常時介護を要する障害者に、主として昼間に障害者支援施設等において入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行います。	区分3以上の方（施設入所者は区分4以上の方）、年齢50歳以上の場合は、区分2以上の方（施設入所者は区分3以上の方） 利用期間の制限なし
短期入所	居宅において介護を行う方の、疾病その他の理由により、障害者支援施設等へ短期間の入所をする障害者等に、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。	区分1以上の方
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障害者等で、その介護の必要の程度が著しく高いものにつき、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。	区分6以上で意思疎通に著しい困難を有する方で、 【1】重度訪問介護の対象で四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にある障害者で、 ・気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 ・最重度知的障害者 【2】認定調査項目の行動関連項目等の合計点数が15点以上の方



施設入所支援	施設に入所する障害者に、主として夜間に入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。	生活介護利用者は、区分4以上の方（50歳以上の場合は、区分3以上の方） ・自立訓練又は就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により、通所することが困難である方など
--------	---	--

訓練等給付		
自立訓練	自立した生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。	日常生活や社会生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等を図るため、一定の支援が必要な方
就労移行支援	就労を希望する障害者に、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。	65歳未満の方 利用期間標準24か月
就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。	A型（雇用型）：65歳未満の方、雇用契約を結ぶ 利用期間制限なし B型（非雇用型）：就労に結びつかなかった方 利用期間の制限なし
共同生活援助（グループホーム）	地域において共同生活を営むのに支障のない障害者に、主として夜間に、共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助を行います。	知的障害者、精神障害者 利用期間の制限なし



障害児を対象としたサービス

障害児通所支援		
児童発達支援 医療型児童発達支援	身近な地域の障害児支援の専門機関（事業）として、通所利用の障害児への支援だけでなく、その家族を対象とした支援や、保育所等の障害児を預かる施設に対する援助等を行います。 （医療の提供がある方は医療型）	身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む）
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを提供します。	就学している障害児
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合にサービスを提供することにより、保育所等の安定した利用を促進します。	保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児 ※「集団生活への適用度」から支援の必要性を判断。発達障害児、その他の気になる児童

